

平成 29 年 12 月 25 日  
大和ガス株式会社

## 電気供給取次約款の一部変更に関するお知らせ

大和ガスの電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 30 年 1 月 1 日に電気供給取次約款を一部変更いたします。主な変更点について、下記の通りお知らせいたします。

### 記

1. 「ベースプラン A-G」および「ベースプラン B-G」の適用条件を変更いたします。高効率給湯器を設置されており、当社にて都市ガスをご利用のお客さま等にお選びいただけるようになります。(電気供給取次約款 別紙 2(2)イ(ハ)、(5)イ(ハ))

2. 以下のオプション割引の規定を変更し、転宅等の事由で電気需給契約を廃止される場合には解約金を申し受けないことといたします。

- ・「ベースプラン A」の「長期 2 年割引」、「新生活応援割引」
- ・「ベースプラン B」の「長期 2 年割引」、「動力セット割引」
- ・「ベースプラン B-G」の「長期 2 年割引」、「動力セット割引」

なお、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止、当社による解約、または当該オプション割引の適用除外が発生し、その契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合には解約金を申し受けます。(電気供給取次約款 別紙 2(1)ニ(イ)d・e、(4)ホ(イ)e・f、(5)ホ(イ)b・c)

以上